～広報・みずかわ～

国土交通省 岩手河川国道事務所
水 沢 出 張 所（令和8年3月号）
奥州市水沢東大通り1-2-14
TEL：0197-24-4173　FAX：0197-22-8045
https://www.thr.mlit.go.jp/iwate/mizusawa/index.html

『広報・みずかわ』は、水沢出張所管内（花巻市～奥州市）の北上川に関わる様々な取り組みや活動をお伝えしています。



野火にご注意を！



この時期に空気が乾燥しやすく、岩手県内陸部においても、たびたび林野火災注意報が発令されています。全国的にも野焼き延焼火災が相次いでいる状況です。



▲（過去の例）堤防付近の野焼から堤防一面に燃え広がりました

河川敷付近で野焼きをして堤防など河川管理施設へ燃え広がったりしてしまうと、施設を損傷し、大雨や洪水の際に十分に機能を発揮できなくなって壊れてしまうおそれがあります。

地域の皆さまに、水沢出張所からのお願いです。

野焼きは原則禁止です。**罰則**が課せられる場合もあります。

屋外で火を取り扱う際は、目を離したり、側を離れたりせず、消火器や水を準備するなど、火の取り扱いには十分にお気をつけ下さい。

届出を行うことで、例外的に一定の条件のもと、野焼きができる場合があります。消防や水沢出張所に相談してください。

河川敷での野焼きなどを目撃したら、水沢出張所（TEL0197-24-4173）へ連絡を！

ゴミはゴミ捨て場へ

水沢出張所では、日々河川巡視を行っておりますが、ポイ捨てのみならず、わざわざ持ってきたと思われる家庭ゴミなどの不法投棄が後を絶ちません。

【 誰もみていない👀👀バレないバレない！】

などと思っていませんか？

河川区域内での不法投棄は河川法等で禁止されており、**罰則**が課せられる場合があります。また、地域の方々にも迷惑がかかりますので、絶対にやめてください。

【　罰則規定　】
- 3ヶ月以下の懲役または20万円以下の罰金(河川法)
- 5年以下の懲役もしくは、1千万円以下の罰金、又はその両方（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

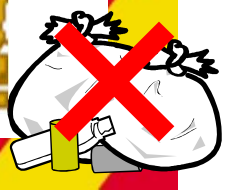







クマ対策にも効果を期待する
緊急的な 樹木伐採 完了！



　先月号で掲載した、堤防等の施設管理や日々の河川巡視の支障となる箇所において、クマ対策にも寄与する箇所の緊急的な樹木伐採が、過日無事に完了いたしました。
　沿川の皆さまにおかれましては、作業へのご理解とご協力をいただき、大変ありがとうございました。
　春が近づき、クマが動き出す時期になります。2月には花巻市内で今年初のクマによる人身被害が発生しています。引き続き、関係市町からの情報に留意してください。

▼　和賀川〔九年橋下流左岸〕の伐採箇所（北上市内）　▼





▼　北上川〔四丑橋上流右岸〕の伐採箇所（奥州市内）　▼





▼　北上川〔新小谷木橋上流右岸〕の伐採箇所（奥州市内）　▼



